

## 上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※1）を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

なお、本書面のほか、お客様は上場有価証券等の取引を行う上で、当社の規程又は約款や約諾書、取引ルール等に拘束されますのであらかじめよくお読みいただき、ご確認、ご同意の上でお取引ください。

### 手数料など諸費用について

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料」に記載の売買手数料をいただきます。
- ・上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- ・外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します（※2）。
- ・外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

### 上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※3）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- ・上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
- ・上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生ずるおそれがあります。
- ・新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行

使できる期間に制限がありますのでご留意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

### 上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

### 当社の概要について

商号等	GMOクリック証券株式会社
	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第77号
本店所在地	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-2-3
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 日本商品先物取引協会
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成17年10月
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
連絡先	<GMOクリック証券コールセンター> 0120-727-930 (携帯電話からは、03-6221-0190 )

### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

<GMOクリック証券コールセンター>

電話番号：0120-727-930

(携帯電話からは、03-6221-0190 )

受付時間：月曜日～金曜日 8時00分～17時00分（年末年始、祝祭日を除く）

### 金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間 : 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

### レバレッジ型、インバース型ETF及びETNのお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN（※4）のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- ・ レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN の価額の上昇率・下落率は、2営業日以上の期間の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- ・ 上記の理由から、レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN は、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。
- ・ レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN は、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただく、又は窓口にてお尋ねください。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し1日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「ETF」といいます。）及び指数連動証券（以下、「ETN」といいます。）が含まれ、ETF 及び ETN の中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が+（プラス）1を超えるものを「レバレッジ型」といい、-（マイナス）のもの（マイナス1倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。

※5 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

### ○その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ (<https://www.jsda.or.jp/shijo/foreign/meigara.html>) でご確認いただけます。

# 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に係る契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、お客様が金銭・有価証券の預託等を行うにあたってご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。

お取引（口座開設）にあたっては、この書面をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始（口座開設）前にご確認ください。

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して管理させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。  
手数料・その他費用の概要、株式、出資証券、投資証券、外国証券などを当社の口座でお預かりする場合に、口座管理料や保護預り料などの費用はかかりません。  
上記以外の有価証券の移管手数料については、当社ウェブサイトにてご確認ください。  
お客様は、本取引に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。本取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

## 金銭・有価証券の預託等に係る金融商品取引契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して管理させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

株式、出資証券、投資証券、外国証券などを当社の口座でお預かりする場合に、口座管理料や保護預り料などの費用はかかりません。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、この契約を締結し、証券取引口座を開設していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受け付けております。

## 契約終了事由

当社のオンライントレード取扱規程に掲げる事由（主なものは、以下のとおりです。）に該当した場合には、この契約は解約されます。

- ・お客様が当社所定の手続により、解約の申し入れをされた場合。
- ・お客様が取引手数料又は利用料等を支払期日までに支払わなかった場合。
- ・お客様が当社の名誉又は信用を毀損したと当社が判断した場合。
- ・お客様が当社の業務の運営又は維持を妨げていると当社が判断した場合。
- ・お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続し

がたいと認めて、解約を申し出たとき

- ・お客様が暴力団員、暴力団関係者又は総会屋等の社会的公益に反する者に該当すると当社が判断した場合。
- ・その他、合理的な事由により当社が解約を申し出た場合。

### 当社の概要について

商号等	GMOクリック証券株式会社
	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第77号
本店所在地	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-2-3
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 日本商品先物取引協会
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成17年10月
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
連絡先	＜GMOクリック証券コールセンター＞ 0120-727-930 (携帯電話からは、03-6221-0190)

#### 当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

＜GMOクリック証券コールセンター＞

電話番号：0120-727-930

(携帯電話からは、03-6221-0190)

受付時間：月曜日～金曜日 8時00分～17時00分（年末年始、祝祭日を除く）

#### 金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005 (FINMACは公的第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

## （別紙1）手数料（すべて税込）

### ■現物取引手数料

取引手数料は無料です。

### ■コールセンター手数料

1 約定ごと	約定代金の 0.11% 最低手数料：3,520 円、最大手数料：220,000 円
--------	--

#### ＜コールセンター手数料の注意事項＞

- ・インターネット／携帯電話とコールセンターの注文を異なる経由で変更した時の取扱いは、以下の通りです。

注文方法	変更前の注文状況	変更方法	適用される注文体系
コールセンター		インターネット経由で変更	コールセンター手数料
インターネット／携帯電話	未約定	コールセンター経由で変更	コールセンター手数料
インターネット／携帯電話	変更中に約定	コールセンター経由で変更	コールセンター手数料
インターネット／携帯電話	内出来	コールセンター経由で変更	コールセンター手数料

※内出来注文の未約定分の変更注文をコールセンターでお受けする場合には、注文を一旦取り消しさせていただく場合があります。（注文方法が「インターネット/携帯電話」の場合）。

※インターネット/携帯電話から発注した「週末まで」注文の変更注文をコールセンターでお受けする場合には、「当日」注文に変更いたします

### ■NISA 口座でのお取引

【インターネットでのお取引】手数料は無料です。

【電話でのお取引】手数料（すべて税込）

約定代金×0.11%、最低手数料 3,520 円

※単元未満株の売却は、別の手数料体系となります。

※上記はすべて通常手数料です。キャンペーン等により変更する場合がございますので、詳細はホームページもしくはコールセンターにてご確認ください。

2025年9月1日  
GMOクリック証券株式会社